

2019年度・手話言語条例を考える行政担当者学習会

開 催 要 項

目 的：手話言語条例の制定を検討する自治体が増える中で、手話言語とは何か、また手話言語条例の基本的な内容や意義、施策作り等について研修と情報交換を行い、効果的な手話言語条例の制定・運用を促進する。

主 催：一般財団法人全日本ろうあ連盟

共 催：手話を広める知事の会・全国手話言語市区長会

日 時：2020年1月29日（水） 13：00～17：00

会 場：AP 虎ノ門 11F ルーム A
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-6-15 [NS 虎ノ門ビル]
TEL / 03-3501-2109 FAX / 03-3501-2110

対 象：手話を広める知事の会、全国手話言語市区長会の会員自治体担当者
手話言語条例を検討、制定している自治体担当者
(手話言語条例を検討している地域のろう協会役員の傍聴は可。)

定 員：100名

参加費：無料

申込方法：所定の用紙に記入し、下記までお申し込みください。

<申込・問い合わせ先>

一般財団法人全日本ろうあ連盟

手話言語法推進事業事務局（担当：岡安・佐藤）

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 130 SKビル 8F

電話：03 - 3268 - 8847・FAX：03 - 3267 - 3445

E-mail： info@jfd.or.jp

申込締切：2019年12月25日（水）

ただし、定員になり次第締め切りとさせていただきます。

この事業は日本財団の助成により開催しています

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

2019年度・手話言語条例を考える行政担当者学習会

スケジュール（案）

2020年1月29日（水）

時 間	内 容
12:30-13:00	受付
13:00-13:10	開会の挨拶
13:10-14:10	講義① 「手話言語条例の意義を改めて考える」（仮） 講師：石橋 大吾 氏 全日本ろうあ連盟 理事 手話言語法制定推進運動本部 委員 内容：手話言語条例を制定することの意義について学ぶ
休憩（10分）	
14:20-15:40	事例報告と意見交換 内容：①手話を広める知事の会より事例報告 ②全国手話言語市区長会より事例報告 ③小グループによる意見交換 ・ 条例制定までの仕組み作りや課題について、等 ・ 条例制定後の取り組みや成果について、等
休憩（10分）	
15:50-16:50	講義② 「手話言語法の制定に向けて」（仮） 講師：本名 信行 氏 青山学院大学 名誉教授 内容：手話言語とは何か、手話言語を獲得する意義について学ぶ
16:50-17:00	閉会

※プログラムは一部変更する場合がございます。ご了承くださいませようお願い申し上げます。

この事業は日本財団の助成により開催しています

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

【A P 虎ノ門】 アクセス



<東京メトロ銀座線をご利用の場合>

「虎ノ門駅」9番・1番出口から徒歩3分

「新橋駅」から徒歩8分

<JR線をご利用の場合>

「新橋駅」日比谷口から徒歩8分

<都営三田線をご利用の場合>

「内幸町駅」A4a出口から徒歩3分

<東京メトロ千代田線をご利用の場合>

「霞ヶ関駅」C3出口から徒歩4分



この事業は日本財団の助成により開催しています

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION